

別表第1(第3条関係)

(一部改正〔昭和50年規則26号・51年57号・55年51号・62年18号・平成2年45号・8年16号・11年7号・29号・20年25号・21年33号・22年22号・24年64号・26年62号・29年54号〕)

特定施設

- 1 鉱業または水洗炭業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 抗水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業またはサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜または果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソースまたは食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パンもしくは菓子の製造業または製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
- 9 米菓製造業またはこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設

- 11 動物系飼料または有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉または化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめおよびこれに類する施設
- 15 ぶどう糖または水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麵類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐または煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗淨施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 19 紡績業または繊維製品の製造業もしくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機および精練槽
 - ホ シルケツト機
 - へ 漂白機および漂白槽
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンターまたは未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業または木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設

- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙または紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チツブ洗浄施設およびパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
 - ハ 自動式印刷施設(イまたはロに掲げるものを除く。)
 - ニ 混合施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 削除
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭または二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設および沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設および蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設

- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業(第5項、第10項および第13項に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコールまたは四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設およびろ過施設
- 32 有機顔料または合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料または染色レーキの製造施設のうち水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離機
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設および蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法または低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸またはアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル、ブタジエンゴムまたはポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6項に掲げる事業以外の石油化学工業(石油または石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素または炭化水素誘導品の製造業をいい、第51項に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設および蒸留施設

- ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸またはトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸またはアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設および硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイドまたはエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設および濃縮施設
- リ 2—エチルヘキシルアルコールまたはイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設および蒸留施設
- ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸またはアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネートまたは無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸またはアルカリによる処理施設およびメチルアルコール蒸留施設
- ワ プロピレンオキサイドまたはプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設およびメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1, 4—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチンまたはにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28項から前項までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。以下第49項および第56項において同じ。)
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

- 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油または軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤもしくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業またはゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用もしくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業またはゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラスまたはガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タールおよびガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 還元槽
 - ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業または機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極または鉛電極の化成施設

- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗淨施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
- 64 ガス供給業またはコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タールおよびガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設(脱硫化水素施設を含む。)
- 64の2 水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)または自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり10,000立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸またはアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66の2 エチレンオキサイドまたは1,4-ジオキサンの混合施設(前各項に該当するものを除く。)
- 66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゆう房施設
 - ロ 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66の4 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下「総床面積」という。))が160平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の5 弁当仕出屋または弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が120平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の6 飲食店(次項および第66項の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が100平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次項に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が150平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 67 洗濯業の用に供する洗淨施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
- 68の2 病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゆう房施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業または死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69の3 地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。))をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)

- 70の2 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が650平方メートル未満の事業場に係るものおよび次項に掲げるものを除く。)
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場で付表に定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
- 71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号または第11号に掲げる施設であつて、国もしくは地方公共団体または産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者および同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
- 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設(前各項に該当するものを除く。)
- 71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設(前各項に該当するものを除く。)
- 72 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項に規定する算定方法により算定した処理対象人員が50人以下のし尿浄化槽を除く。)
- 73 下水道終末処理施設
- 74 特定施設を設置する工場等から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2項に掲げるものを除く。)
- 75 廃ガス洗浄施設
(第23項のル、第24項のニ、第26項のホ、第27項のヌ、第32項のニ、第33項のリ、第35項のハ、第36項のロ、第37項のタ、第46項のニ、第47項のホ、第53項のロ、第62項のホ、第63項のホおよび第63項の3に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。)
- 76 湿式集じん施設
(第24項のホ、第27項のル、第33項のヌ、第36項のハ、第61項のホおよび第62項のへに掲げる湿式集じん施設を除く。)
- 77 脱脂施設
(第65項に掲げる酸またはアルカリによる表面処理施設を除く。)
- 78 プラスチック製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 混合施設
 - ロ 成型施設
- 79 削除
- 80 化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 混合施設(第47項のニ、第49項および第66項の2に掲げる施設を除く。)
 - ロ 混練施設
 - ハ 反応施設
(第27項のへ、第33項のイ、第37項のリおよびヨならびに第38項の2に掲げる施設を除く。)
- 81 研究、試験、検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(第68項の2および第71項の2に掲げるものを除く。)
- イ 理化学実験検査施設
 - ロ 生化学および微生物実験検査施設
- 82 旅館業法に基づく下宿(定員が100人以上のものに限る。)の用に供する調理施設

- 1 国または地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学およびその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)または製品の製造もしくは技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産または工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設または職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設